

## 議案第18号

### 鳥取県保健所条例の一部改正について

次のとおり鳥取県保健所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

(使用料等の徴収)

第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 診断書の交付 1件につき420円

(3) 証明書の交付 1件につき650円

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(使用料等の徴収)

第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 診断書又は証明書の交付 1件につき420円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

| 名称           | 位置     | 所管区域                                      |
|--------------|--------|---|
| 鳥取県鳥取保健所郡家支所 | 八頭郡八頭町 | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡 |

（溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う保健所の名称、位置及び所管区域の特例）

3 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。

| 名称       | 位置  | 所管区域                               |
|----------|-----|------------------------------------|
| 鳥取県米子保健所 | 米子市 | 米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。） |
| 鳥取県日野保健所 | 日野町 | 西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡     |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。